

不合理な罪悪感尺度作成の試み

北川 裕美^{*1}・伊藤 宗親^{*2}

本研究の目的は、大学生を対象に不合理な罪悪感を測定する尺度を作成することであった。自由記述の質問紙を用いて 115 件の不合理な罪悪感経験が収集され、それらは 10 個のカテゴリーに分類された。尺度作成に相当と判断された 5 個のカテゴリーから 25 項目が選定され、175 名の大学生に質問紙調査を行った。因子分析から 20 項目が相当と判断され、『自己の関与が小さい状況』と『自己の関与が大きい状況』の 2 因子が抽出された。α 係数は十分な値を示し、信頼性が確認された。

〈キーワード〉 不合理な罪悪感, 対人関係, 共感

I. はじめに

社会の中で生きていくためには他者と関わる事が不可欠であるが、人々は他者と関わる上で様々な感情を抱く。自己に関わりをもつ感情を自己意識感情とよぶが、社会的側面も重要であることから社会的感情ともよばれている。そのなかで、他者に対して何か悪いことをしたときに自分を責めて抱く感情は罪悪感 (guilt) とよばれる。罪悪感とは、人を傷つけたとき、ルールを破ったときなど様々な状況で経験されるが、対人場面において経験されることが多いといわれている (Baumeister, R. F., Stillwell, A. M., & Heatherton, T. F., 1994)。罪悪感が適切に機能した場合、相手に対して悪いことをしてしまったことを償う謝罪の気持ちや行為が動機づけられ、その後の関係を円滑に進めることができる。したがって、罪悪感とは人が社会化するうえで必要な要因といえよう。

罪悪感に関する研究はこれまで多く行われてきており、特に発達過程における罪悪感の発生に関する理論は様々である。心理学分野で初めて罪悪感を取り上げたのは Freud (1923 小此木訳 1970) といわれているが、彼は精神科医であったため精神病理の発症機序を説明することや、その治療のために罪悪感という概念を用いた。Freud (1923 小此木訳 1970) は、規則を守らなかったときに罰を与えられるのではないかという恐怖によっ

て罪悪感が生じ、罪悪感が強すぎると神経症的になり、精神病理の原因になると考えた。したがって、ここでは罪悪感の不適応的側面が注目されたわけである。

一方、Hoffman (1984) は、人々は他者の苦しみから共感的苦痛を抱き、その苦しみの原因を自分に帰属した場合に罪悪感を経験すると考えた。共感とは、他人についての代理的な感情的反応であり (Hoffman, 1984)、日本でも発達過程における罪悪感に及ぼす共感の影響が明らかにされている (石川・内山, 2002)。Zahn-Waxler & Kochanska (1990) は、Freud (1923 小此木訳 1970) が考えたような不安や恐怖に基づく罪悪感を恐怖駆動 (fear driven) とよび、Hoffman (1984) が考えたような共感に基づく罪悪感を共感主導 (empathy guided) とよんで区別した。共感主導の罪悪感が経験されると、向社会的行動が促進される一方、恐怖駆動の場合は必ずしも行動化されない (Zahn-Waxler & Kochanska, 1990)。したがって、共感主導の罪悪感の方が恐怖駆動の罪悪感と比較してより適応的であることが明らかにされており、適応という観点から罪悪感を捉えようとの研究も数多くなされてきた。

共感主導の罪悪感については適応的側面が強調されていたが、Hoffman (2000 菊池・二宮訳 2001) は共感的苦痛から他者の苦しみを誤って自分に帰属した場合も罪悪感を経験することがあり、これを仮想の罪責感

*1 心理教育相談室

*2 総合情報メディアセンター

(virtual guilt) とよんだ^{註1}。大きく5つに分類された仮想の罪悪感のなかで、たとえば関係の罪責感 (relationship guilt) は、親密な対人関係において生じる罪悪感である。親密な関係においては、感情や気分、行為についてお互い強く依存し合っており、長い間関わり合っているため何度も意図せず相手を傷つけてしまっていることを意識している可能性が高いため、親密な相手の傷つきに対しては、自分のかかわりのない場合であっても責任を感じてしまう (Hoffman, 2000 菊池・二宮 2001)。このような場合、他者の苦痛の原因はそもそも自分にないため補償行動に移すことができず、罪悪感解消されないと考えられる。また、Hoffman (2000 菊池・二宮 2001) は生存の罪責感 (survivor guilt) を仮想の罪責感の一つとして挙げたが、これは自分が傷ついていない状態で他者のショッキングな死や怪我を経験した際に生じる罪悪感である。このような罪悪感 (Hoffman (2000 菊池・二宮 2001) 以前より研究されており、ホロコーストからの生還者や被爆者がこのような罪悪感を経験することが指摘されてきた (Lifton, 1967)。生存の罪責感 (PTSD) の症状の一つとして精神的健康に負の影響を及ぼすともいわれている。生存の罪責感には、自分が生存していることへの喜びと死者への悲しみといった相容れない情動が混在しており、自分が生きていることの不公平さを正当化できないため生じると考えられる。以上のことから、関係性による誤った共感や、他者への負い目から生じる過度な共感によって不必要な罪悪感を経験することがあると考えられる。

日本では、羽江・高橋 (2006) が罪悪感が不適切にはたらく場合として自分が責任のない場面で経験する不合理さに着目し、罪悪感を不合理な罪悪感 (irrational guilt) と合理的な罪悪感 (rational guilt) に分類した。羽江・高橋 (2006) は「相手の明らかな傷つきがあること」と「相手に対して責任を感じること」の2つのうちどちらか1つしかあてはまらないか、どちらもあてはまらないことを不合理な罪悪感の条件として尺度化を試み、不合理な罪悪感が精神的な不健康に影響を及ぼすことを明らかにした。不合理な罪悪感 (Hoffman (2000 菊池・二宮 2001) の仮想の罪責感と類似した概念であり、このような罪悪感に着目した日本で数少ない研究と

いえよう。しかし羽江・高橋 (2006) の罪悪感尺度は「他人が手助けを必要としていそうだと感じたが、自分も忙しくて手伝えなかったとき」や「同じように頑張っている友達の中で自分だけが良い評価を受けたとき」など日常場面で経験される罪悪感に限定されている。生存の罪責感のようなより深刻な状況を加えることでより広く不合理な罪悪感を捉えることができると考えられる。したがって、人々が不合理な罪悪感を経験する状況を改めて把握し、新たな尺度を作成する必要があると考えられた。尺度作成にともない概念を明確にするため「不合理な罪悪感」を新しく定義した。羽江・高橋 (2006) を参考にしたが、「相手の明らかな傷つきがあること」と「相手に対して責任を感じること」の条件はいずれも必要であると考えられたため、「他者の傷つきに対してコントロールできないにもかかわらず責任を感じて抱く罪悪感」と定義した。

また、対人関係の広がりにより罪悪感を経験することが多い大学生 (石川・内山, 2002) を本研究の対象とした。

II. 不合理な罪悪感尺度の作成

1. 予備調査

予備調査では、不合理な罪悪感を喚起する状況を収集し、不合理な罪悪感尺度の項目を選定した。

方法

調査協力者: 大学生・大学院生 65 名を対象に質問紙調査を行った。全回答者 65 名のうち、無回答の 2 名を除いた残りの 63 名が有効回答者となった。有効回答者の内訳は、男性 32 名、女性 31 名で、平均年齢は 21.9 歳 ($SD = 1.21$) であった。

質問紙の構成:

1) 基本的属性

年齢、学年、性別の記入を求めた。

2) 不合理な罪悪感喚起状況

信頼性と妥当性がともに高く、多くの研究で使用されている有光 (2002) の罪悪感喚起尺度状況を参考にして、不合理な罪悪感を喚起する状況を収集するために自由記述形式で回答を求めた。「人は悪いことをしたり、他者に迷惑をかけたりすると罪悪感を抱くことがありま

す。しかし、自分は大して悪くない場合、自分に責任が無い場合にも同様に罪悪感を抱くことがあります。あなたが、自分は大して悪くない場合、自分に責任が無い場合であるにもかかわらず、罪悪感を抱いた状況について自由に記述してください。記述欄は3つありますが、思いつく限りで構いません」という教示文のもと、“罪悪感を抱いた状況”と“罪悪感を抱いた相手”の回答を求めた。また、回答を行いやすくするため、例として「状況：先約があって友人の誘いを断ったとき、相手：友人」と「状況：災害の被害に遭っている人たちに関するニュースを見たとき、相手：被害に遭っている人たち」を挙げた。

手続き：調査時期は2013年1月初旬から1月下旬であった。A大学で開講されていた3講義において受講者を対象に調査協力を依頼し、講義時間内に調査を行った。調査に関する説明をする際に、「収集されたデータは統計的に処理され、個人の回答内容が公表されないこと」、「収集されたデータは研究以外の目的では使用されないこと」、および「調査に参加したくない場合、あるいは途中で回答をやめたくない場合は回答しなくてよいこと」を伝えた。

結果

63名から得られた115件の回答（調査協力者1人当りの平均状況回答数：1.8件）について、KJ法（川喜多, 1970）を援用して尺度項目の選定を行った。まず、筆者がすべての状況文を読んで、内容が重複または類似した状況をまとめて10個のカテゴリーを作成した。さらに、筆者と臨床心理学コースの大学院修了生1名からなる2名の評定者が115件の状況文を10個のカテゴリーに分類した。分類の一致率は77.4%であった。分類において評定者間で不一致であった状況文に関しては、評定者間の協議のうえ再分類を行い、10個のカテゴリーに名前を付けた（A. やむを得ない断り, B. 利得過剰, C. 近い人の傷つき, D. 近い人の過失, E. 不特定多数の深刻な傷つき, F. 近い人の頑張り, G. 負債感, H. 相手の過失, I. 合理的罪悪感, J. 対象外）。以下に各カテゴリーの特徴を説明する（カテゴリー名の繰り返しを避けるためアルファベットで表記する）。

『A. やむを得ない断り』は、「自分にはやることがあ

るときに頼みごとをされて、それを断ったとき」、「バイトで入ってほしいと頼まれたけど入れなかったとき」など、やむを得ない理由があって相手の申し出を断った状況において経験する罪悪感である。羽江・高橋（2006）の罪悪感尺度にも「他人が手助けを必要としていそうだと感じたが、自分も忙しくて手伝えなかったとき」など類似した項目が含まれており、既存の尺度に含まれていた項目を本研究でも収集することができたといえよう。調査時に「先約があって友人の誘いを断ったとき」を例として挙げたためこのような回答が得られたとも考えられるが、カテゴリーAに分類された状況は最も多かったため、実際に経験している人が多いということであろう。

『B. 利得過剰』は、「部活で自分より熱心に参加していた友人より、自分の方が大会で成績が上だったとき」、「自分だけくじでいいものが当たってしまったとき」など、自分が相手よりも多くの満足体験を持った状況において経験する罪悪感である。このような状況で経験する罪悪感を大西（2008）は「利得過剰の罪悪感」と名付けているため、それにちなんで命名した。羽江・高橋（2006）の罪悪感尺度にも「同じように頑張っている友達の中で、自分だけが良い評価を受けたとき」など類似した項目が含まれており、カテゴリーA同様既存の尺度に含まれていた項目を本研究でも収集することができたといえよう。

『C. 近い人の傷つき』は、「体調が悪くても忙しく働く母親を見たとき」、「受験に落ちて泣いている友人を見たとき」など、相手が傷ついている状況で、なおかつ自分がその直接の原因でない状況において経験する罪悪感である。これらの項目では相手に家族や友人など親しい関係の人が選ばれていたため、「近い人」と限定した。これは、Hoffman（2000 菊池・二宮訳 2001）が提唱した仮想の罪責感の下位概念である関係の罪責感に類似した概念と考えられる。関係の罪責感とは、親密な対人関係にある他者の苦痛について、理由がはっきりしないにもかかわらず経験する罪悪感であり、Cグループに含まれた状況に類似している。したがって、仮想の罪責感を提唱したHoffman（2000 菊池・二宮訳 2001）が想定した状況も本研究では収集することができたといえよう。

『D. 近い人の過失』は、「サークルの仕事で自分の

職場の後輩（部下）がミスしたことによって、他の人に迷惑をかけたとき」、「ニュースや新聞で、自分の住んでいる市や、母校が同じ人が犯罪を起こしたというのを知ったとき」など、自分と関係のある人の過失によって第三者が被害を受ける状況において経験する罪悪感である。過失を犯した人は、家族や友人など親しい人の他に、同じ世代や同じ地域の人など自分と属性が共通している人も含めて「近い人」とした。これは、Hoffman (2000 菊池・二宮訳 2001) が提唱した仮想の罪責感の下位概念である責任の罪責感に類似した概念と考えられる。自分と関係のある他者の過失によって招かれた第三者の傷つきに罪悪感を抱くということは自分に責任があると感じているということではないであろうか。責任の罪責感とは、自分に責任のある他者の傷つきに対して抱く罪悪感である。年齢が高くなり、成熟が進むにつれて他人に責任を持つことが多くなるが、例えば両親は子どもに責任があるため、子どもが深刻な病気にかかるると自責の念に駆られる。本研究では、身近な人が第三者に迷惑をかける状況が収集された。したがって、Cと同様、仮想の罪責感を提唱した Hoffman (2000 菊池・二宮訳 2001) が想定した状況も本研究では収集することができたといえよう。

『E. 不特定多数の深刻な傷つき』は、「難民のテレビなどを見ていて、自分は嫌いな食べ物を残したり捨てたりするとき」など、不特定多数の人が傷ついており、なおかつ事態が深刻である状況において経験する罪悪感である。これは、Hoffman (2000 菊池・二宮訳 2001) が提唱した仮想の罪責感の下位概念である生存の罪責感に類似した概念と考えられる。

F~H の 3 つのカテゴリーは回答数が少なかったため尺度項目に含めないことにした。『F. 近い人の頑張り』は、「研究室で他の人が徹夜で研究に取り組んでいるとき」、「仕事をしている友人の話を聞いたとき」など、相手が頑張っている状況において経験する罪悪感である。『G. 負債感』は、「以前友人に貸したお金の返済を求めるとき」、「用があってショッピングモールに車で行く友人についてに連れてってもらったとき」など、相手に負担をかける状況において経験する罪悪感である。『H. 相手の過失』は、「車をぶつけられたとき」という相手が自分に対して過失を犯した状況において経験する罪悪感

である。また、「他人の悪口を言ったとき」や「講義の無断欠席」など明らかに罪悪感を抱いて妥当と思われる『I. 合理的罪悪感』は不合理な罪悪感喚起状況として不適切と考えられたため削除した。また、今回は相手を自分以外の人に限定したため、罪悪感を抱いた相手が「自分」、「ネコ」という『J. 対象外』も削除した。

最終的に尺度項目に必要なとされた 5 つのカテゴリー (A~E) についてそれぞれ 5 項目を選定し、全 25 項目となった。また、いずれのカテゴリーも本研究の不合理な罪悪感の定義と一致したものであった。

2. 本調査

予備調査で作成した不合理な罪悪感尺度の因子構造を探り、さらに信頼性を検討した。

方法

調査協力者: 大学生・大学院生 175 名を対象に自由記述式の質問紙調査を行った。全回答者 175 名のうち、年齢対象外の 2 名を除く 172 名が有効回答者となった。有効回答者の内訳は、男性 98 名、女性 68 名、性別未記入 6 名で、平均年齢は 20.0 歳 ($SD = 1.32$) であった。

質問紙の構成:

1) 基本的属性

年齢、学年、性別の記入を求めた。

2) 不合理な罪悪感を測定する尺度

不合理な罪悪感が喚起されうる状況において、自分が「悪かった」「悪い」とどれくらい感じるかを測定する尺度である。全 25 項目について「1. 全く感じない」、「2. ほとんど感じない」、「3. どちらかというと感じない」、「4. どちらかというと感じる」、「5. 強く感じる」、「6. 非常に強く感じる」の 6 件法で回答を求めた。「以下に様々な状況がかかれています。その状況におかれたときあなたはどのくらい強く自分が『悪かった』『悪い』と感じますか。1 “全く感じない” ~ 6 “非常に強く感じる” の中であなた自身があてはまるところに一つ〇印をつけてください。これまで経験したことのない状況については、想像して回答してください」という教示文のもと、回答を求めた。

手続き: 調査時期は 2013 年 5 月下旬であった。A 大学で開講されていた 2 講義において受講者を対象に調査協

力を依頼し、講義時間内に調査を行った。調査に関する説明は予備調査と同様に行った。

Ⅲ. 結果と考察

1. 不合理な罪悪感尺度の記述統計量

不合理な罪悪感をどの程度抱くかという質問に対して 6 件法で回答を求めた。全 25 項目に対して、「全く感じない」から「非常に強く感じる」を 1 点から 6 点として

得点化し、各項目の最小値、最大値、平均値、標準偏差を算出した (Table1)。また、天井効果はみられなかったが、項目 14 においてフロア効果がみられた ($M-SD=0.95$)。しかし、最小値 1 に近い値であったため、項目内容を考慮したうえで削除せずに以降の分析を行った。

2. 不合理な罪悪感尺度の因子構造

不合理な罪悪感の尺度構成を確認するため、全 25 項目に対して主因子法による因子分析を行った。固有値の変化は 8.61, 2.58, 1.44, 1.28・・・であり、第 2 因子と第 3 因子の間で固有値が大きく減衰していたため、因子の解釈可能性も考慮して 2 因子解を採用した。そして、2 因子を仮定して主因子法、プロマックス回転による因子分析を行った。その結果、累積寄与率は 40.42%であった。因子負荷量が .40 に満たなかった「友人がイライラしているとき (.34)」と「体調が悪いにもかかわらずはたらく親を見たとき (.32)」を削除した。また、因子の解釈可能性を考慮して「会話をしている相手が楽しくなさそうにしているとき」「サークルの後輩がミスをして他人に迷惑をかけたとき」「親が他人に迷惑をかけたとき」も除外した。これらの項目を除外したことによって、第 1 因子は『近い人の傷つき』と『近い人の過失』と『不特定多数の深刻な傷つき』の項目のみとなり、第 2 因子は『やむを得ない断り』と『利得過剰』の項目のみになった。残りの 20 項目について再度 2 因子を仮定して主因子法、プロマックス回転による因子分析を行った (Table2)。その結果、累積寄与率は 44.50%であった。第 1 因子に高い因子負荷量を示し

Table1 不合理な罪悪感尺度の最小値、最大値、平均値、標準偏差

尺度項目	最小値	最大値	M	SD
1 先約があって友人の誘いを断ったとき	1	6	3.7	1.29
2 満員電車で自分の前の席だけあいて座れたとき	1	6	2.8	1.34
3 ある商品が自分で売り切れになったとき	1	6	2.4	1.31
4 バスや電車で老人が立っているのに若者が座席に座っているとき	1	6	4.1	1.39
5 戦争の被害に遭っている人たちに関するテレビ番組を見たとき	1	6	3.1	1.38
6 優先席に座っている学生を見たとき	1	6	3.3	1.39
7 安い賃金で働いている人に関するニュースを見たとき	1	6	2.6	1.19
8 用事があってバイトの交代の依頼を断ったとき	1	6	3.5	1.35
9 災害の被害に遭っている人たちに関するニュースを見たとき	1	6	3.1	1.40
10 予期せぬ出来事で友人を待たせたとき	1	6	4.7	.96
11 会話をしている相手が楽しくなさそうにしているとき	1	6	4.3	1.07
12 自分は志望大学に合格したが、友人は不合格だったとき	1	6	3.3	1.32
13 部活の大会で、自分よりも熱心に練習していた友人より成績がよかったとき	1	6	2.9	1.37
14 自分の住んでいる地域の人が犯罪を起こしたとき	1	6	2.2	1.24
15 大きな事故の被害に遭った人たちに関するニュースを見たとき	1	6	2.6	1.31
16 友人がミスをして落ち込んでいるとき	1	6	2.5	1.23
17 友人が失恋をして落ち込んでいるとき	1	6	2.3	1.22
18 用事があって友人の頼みごとを断ったとき	1	6	3.8	1.29
19 サークルの後輩がミスをして他人に迷惑をかけたとき	1	6	3.2	1.34
20 友人がイライラしているとき	1	6	2.7	1.31
21 急いでいて街で求められた署名を断ったとき	1	5	2.6	1.24
22 体調が悪いにもかかわらずはたらく親を見たとき	1	6	4.4	1.11
23 テストで、一生懸命勉強していた友人より成績がよかったとき	1	6	2.5	1.29
24 飢えている人たちに関するテレビ番組を見たとき	1	6	2.8	1.32
25 親が他人に迷惑をかけたとき	1	6	3.8	1.36

Table2 不合理な罪悪感尺度の因子負荷量 (主因子法, プロマックス回転)

尺度項目	I	II	予備調査でのカテゴリー
I. 「自己の関与が小さな状況」因子			
15 大きな事故の被害に遭った人たちに 関するニュースを見たとき	.886	-.100	E
5 戦争の被害に遭っている人たちに 関するテレビ番組を見たとき	.847	-.116	E
9 災害の被害に遭っている人たちに 関するニュースを見たとき	.772	-.037	E
16 友人がミスをして落ち込んでいる とき	.754	-.035	C
24 飢えている人たちに 関するテレビ番組を見たとき	.727	.110	E
17 友人が失恋をして落ち込んでいる とき	.724	-.087	C
7 安い賃金で働いている人 に関するニュースを見たとき	.624	.188	E
14 自分の住んでいる地域の人が 犯罪を起こしたとき	.595	.005	D
4 バスや電車で老人が立っている のに若者が座席に座っているとき	.544	.126	D
6 優先席に座っている学生を見た とき	.499	.109	D
II. 「自己の関与が大きな状況」因子			
18 用事があって友人の頼みごとを 断ったとき	-.190	.848	A
8 用事があってバイトの交代の 依頼を断ったとき	-.082	.723	A
21 急いでいて街で求められた 署名を断ったとき	-.017	.653	A
3 ある商品が自分で売り切れ になったとき	.073	.585	B
1 先約があって友人の誘いを 断ったとき	-.057	.575	A
12 自分は志望大学に合格したが、 友人は不合格だったとき	.214	.483	B
2 満員電車で自分の前の席だけ あいて座れたとき	.226	.481	B
23 テストで、一生懸命勉強して いた友人より成績がよかったとき	.168	.469	B
13 部活の大会で、自分よりも 熱心に練習していた友人より 成績がよかったとき	.174	.455	B
10 予期せぬ出来事で友人を 待たせたとき	-.034	.423	A
因子間相関		.54	

※網掛け部分は因子負荷量が.40以上であることを表す。

た項目は、「15. 大きな事故の被害に遭った人たちに
関するニュースを見たとき」「5. 戦争の被害に遭っている
人たちに
関するテレビ番組を見たとき」「9. 災害の被害に
遭っている人たちに
関するニュースを見たとき」であつた。したがつてこの因子は、不特定多数の相手の傷つき
などの自己の関与が小さな因子と解釈された。そこでこの因子は「自己の関与が小さな状況」因子と命名された。
第2因子に高い因子負荷量を示した項目は、「18. 用事が
あって友人の頼みごとを断ったとき」「8. 用事があって
バイトの交代の依頼を断ったとき」「21. 急いでいて街で
求められた署名を断ったとき」であつた。したがつてこの因子は、正当な理由はあるものの直接断りを申し出て

いるなどの自己の関与が大きな因子と解釈された。そこでこの因子は「自己の関
与が大きな状況」因子と命名された。

3. 不合理な罪悪感尺度の信頼性の検討

不合理な罪悪感尺度の合計点、および2
つの下位尺度に相当する項目の合計点を
算出し、それぞれ不合理な罪悪感得点 ($M = 60.9, SD = 15.78$)、「自己の関与が小
さな状況」下位尺度得点 ($M = 28.7, SD = 9.66$)、「自己の関与が大きな状況」下位
尺度得点 ($M = 32.3, SD = 8.32$)とした。

不合理な罪悪感尺度の信頼性を検討す
るためにクロンバックの α 係数を算出し
た。その結果、尺度全体では $\alpha = .91$ 、「自
己の関与が小さな状況」下位尺度では
 $\alpha = .91$ 、「自己の関与が大きな状況」下位
尺度では $\alpha = .85$ と十分な値が得られた。
したがつて、本尺度において十分な信頼
性が認められたといえる。

IV. まとめと今後の課題

本研究では不合理な罪悪感尺度が作成
された。「自己の関与が大きな状況」には、
羽江・高橋 (2006) の罪悪感尺度と類似し
た項目が含まれたため、不合理な罪悪感
に関する既存の項目を含むことができた。

一方、「自己の関与が小さな状況」には、羽江・高橋 (2006)
の罪悪感尺度とは異なる項目が含まれたため、この尺度
のオリジナリティといえよう。しかし内容は Hoffman
(2000 菊池・二宮 2001) が提唱した仮想の罪責感の
概念と類似しているため、不合理な罪悪感尺度の項目と
して適していると考えられる。また、 α 係数の値から信
頼性も確認された。

一方、因子構造を確認した際に『近い人の傷つき』
と『近い人の過失』の項目は2つの因子に分かれた。
それは『近い人の傷つき』には他者の傷つきの原因が
明確なものと不明確なものが含まれていたことと、『近
しい人の過失』には親しい人と同じ属性の人が含まれて

いたことから、カテゴリー分けにおいて異なる項目を一つのカテゴリーとしてしまったことが原因と考えられる。今回は「自己の関与が小さな状況」にこの2つのカテゴリーの項目が含まれるよう「自己の関与が大きな状況」に分類された項目は削除されたが、予備調査のカテゴリー分けにおいてより厳密な選定が必要であったことが課題として挙げられる。

註

1) Hoffman (2000) の著作を日本語訳した菊池・二宮 (2001) は「guilt」を「罪責感」と訳しているため、本文中には Hoffman (2000) の提唱した概念については「罪責感」という語を使用する。しかし、「guilt」は一般的に、「罪悪感」と日本語訳されるため、本研究では「罪責感」を「罪悪感」とほぼ同義のものとして扱う。

引用文献

有光興記 2002 日本人青年の罪悪感喚起状況 心理学研究, **73** (2), 148-156.

Baumeister, R. F., Stillwell, A. M., & Heatherton, T. F. 1994 Guilt : An interpersonal approach *Psychological Bulletin*, **115** (2), 243-267.

Freud, S. 1923 「自我とエス」 井村恒郎・小此木啓吾 他訳 1970 フロイト著作集 6 人文書院

羽江未里・高橋靖恵 2006 青年期における罪悪感が精神的健康に与える影響—対人場面におけるとらわれと

不合理さを中心として— 日本青年心理学会大会発表 論文集, **14**, 32-33.

Hoffman, M. L. 1984 *Empathy, its limitations, and its role in a comprehensive moral theory* New York: Wiley.

Hoffman, M. L. 2000 *Empathy and Moral Development—Implications for Caring and Justice—* Cambridge University Press.

(菊池章夫・二宮克美訳 2001 共感と道徳性の発達心理学：思いやりと正義とのかかわりで 川島書店)

石川隆行・内山伊知郎 2002 青年期の罪悪感と共感性 および役割取得能力の関連 発達心理学研究, **13** (1), 12-19.

川喜多二郎 1970 問題解決学: KJ 法ワークブック 講談社

Lifton, R. J. 1967 *Death in Life: Survivors of Hiroshima* New York: Random House.

(湯浅信之他訳 1971 死の内の生命:ヒロシマの生存者 朝日新聞社)

大西将史 2008 青年期における特性罪悪感の構造—罪悪感の概念整理と精神分析理論に依拠した新たな特性罪悪感尺度の作成 パーソナリティ研究, **16**(2), 171-184.

Zahn-waxler, C., & Kochanska, G. 1990 *The origins of guilt* Lincoln: University of Nebraska Press.